

---

## 令和5年第11回 築上町農業委員会定例総会 議事録

---

1. 開催日時 令和5年11月7日（火）午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-1・3-2会議室
3. 出席委員 13（名）

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
欠席	副会長	13番	吉田 俊明
出席	委員	1番	前田 好嗣
出席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
出席	委員	6番	宮野 葵
出席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局 事務局長 山本 健太郎  
係長 瀬戸 美里  
門田 純二

## 5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告事項

第5 その他

## 6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

## 令和5年 第11回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、13名です。定足数に達しています。ただいまから令和5年第11回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、2番：出口委員さん、3番：蛭崎委員さんを指名いたします。よろしくお願ひします。

### 日程第2、議案第35号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。  
議案第35号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員） この案件につきまして広末集会所から北に300mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、耕作をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第35号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第35号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして議案第35号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員） この案件につきまして広末集会所から北に300mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんから贈与により取得し、耕作をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第35号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第35号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして議案第35号の3、申請人：〇〇さんの件につきまして、平野委員さんから説明をお願いします。

12番（平野委員） この案件につきまして奈古公民館から南西に100mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で隣接の宅地と併せて売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

- 議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。
- 委員 「なし」
- 議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第35号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。
- 委員 「異議なし」
- 議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第35号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして議案第35号の4、申請人：〇〇さんの件につきまして、浅野委員さんから説明をお願いします。
- 8番（浅野委員） この案件につきまして伝法寺公民館から南西に300mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。
- 議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。
- 委員 「なし」
- 議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第35号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。
- 委員 「異議なし」
- 議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第35号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして議案第35号の5、申請人：〇〇さんの件につきまして、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきまして安永集会所から南に200mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの5番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第35号の5については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第35号の5、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

### 日程第3、議案第36号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。  
議案第36号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、宮野委員さんから説明をお願いします。

6番（宮野委員） この案件につきましては令和2年9月25日に資材置場として5条許可した案件の変更申請です。始末書にも記載しておりますとおり、完了報告提出前に申請地の一部に無許可で建売住宅を建築。更に追加で3棟、駐車場の販売、計画をしております。申請書は資金の関係でやってしまったということで今後このようなことがないように細心の注意を払い事務処理を行うとのこと。また現在建築している工事については変更許可が出るまで工事は停止します。事業

の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思  
いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第36号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第36号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相  
当として県知事に意見を進達いたします。  
続きまして議案第36号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、宮野委員  
さんから説明をお願いします。

6番（宮野委員） この案件につきましては平成30年7月10日に資材置場として5条許可した  
案件の変更申請です。理由書にも記載しておりますとおり、変更内容について  
は、当初計画の着工日・完了日が大幅に超過したと土地利用計画図に記載  
のある資材の変更があるため申請しております。理由については新型コロナウ  
イルス及び資材高騰で事業に影響がでて大幅に停滞してしまったようです。当  
初計画通りにできなくなり大幅な期間経過の報告が遅れてしまって申し訳ない  
等の反省の念も記載もあります。事業の目的、面積、場所等妥当であります。  
農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第36号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第36号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第4、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第4、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】  
農業耕作者・管理者名義変更届出 5件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和5年第11回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて  
終了しました。これにて閉会といたします。

令和5年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

2番委員（出口 貞味 委員）：  
\_\_\_\_\_

署名委員

3番委員（蛭崎 幸生 委員）：  
\_\_\_\_\_